

「葉山町 子ども・子育て支援事業計画(第3期)」に関する 量の見込みと確保の方策について

1. 概要

- 「葉山町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」は本年度を持って計画期間が満了となるため、新たに「葉山町子ども・子育て支援事業計画（第3期）」を作成します。
- 「葉山町子ども・子育て支援事業計画（第3期）」でも、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて事業計画を作成することとなっており、令和7年度から令和12年度までの幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みやその確保方策を記載することになっています。

2. 量の見込みと確保の方策について

- 量の見込みや確保の方策については、国の「基本指針」にしたがって作成します。

市町村支援事業計画は、利用者ニーズに応じた提供体制を確保するためのものであることから、潜在的ニーズも含めたニーズ把握・算出自体は重要と考えており、第三期においてもこの基本的な考え方に変更はない。他方で、各市町村において、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえた**より効果的、効率的な方法によるニーズ把握・算出を行うことも可能**である。

（こども家庭庁『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改定版 ver.1）』より）（参考資料2－2）

【本町における考え方】

- 当ニーズ調査を基に量を見込んだ第1期計画の見込みに十分でない点が見られたことから第2期を改めて策定した経緯がありました。また、第2期における量の見込みについては当ニーズ調査をベースに実績を踏まえて見込んだことから乖離は小さくなっているものの、更なる精査が必要です。
- 令和元年10月からスタートしたいわゆる幼児教育・保育の無償化により、3～5歳の利用については、推計児童数の100%が利用するものとして見込むのが適切と考えます。
- 新制度として始まった各種サービスも利用者数や利用率といった利用状況（実績）が明らかになってきています。また、「潜在的ニーズ」の意味合いも、サービスを利用「できない」理由の解消を図ることで利用の増加につなげる段階へ進んだと考えます。（ただし、サービスを「知らない」などの理由で利用していないという方も未だ一定数いるので引き続き周知に努めることが必要です。）

- 量の見込みについては、過去の利用率と将来推計人口から算出し、これに加える潜在的ニーズの見込みに当たっては、過去の実績や2月に実施したアンケート調査の結果などの現状を踏まえた本会議の議論を通じ、効果的で効率的な、より本町に見合った見込みにつなげるものとします。